

第一次審査の評価基準
【海田東小学校校舎建替基本計画策定及び基本・実施設計業務】

評価項目	評価の着目点				配点 (評価のウエート)				
	判断基準				小計				
提出者の技術力	平成 26 年度以降の業務の実績 (過去 10 年間の実績のうち、町等※1 から受注した計画業務、設計業務の実績各 1 件を評価対象とする。)	ア 計画業務の実績に係る評価 次の順で評価する。 ① 同種業務※2 ② 類似業務※3 ③ 類似業務※3 の対象面積未満		3.0	7 (23.3%)				
		イ 設計業務の実績に係る評価 次の順で評価する。 ① 同種業務※2 ② 類似業務※3 ③ 類似業務※3 の対象面積未満		4.0					
技術者の資格	専門分野の技術者資格	各担当分野について、資格の内容を資格評価表により評価する。		主任担当技術者	総合	2.0	6 (20.0%)		
					構造	1.0			
					電気	1.0			
					機械	1.0			
					積算	1.0			
技術者の技術力	平成 26 年度以降の業務の実績 (過去 10 年間の実績のうち、町等※1 から受注した計画業務及び設計業務の各 1 件を評価対象とする。)	【管理技術者】 (1) 基本計画を兼任する者の計画業務の実績 下記のアの方法により評価する。 (2) 基本計画を兼任しない者 下記のイの方法により評価する。 【主任担当技術者】 (1) 基本計画を担当する者 下記のアの方法により評価する。 (2) 基本計画以外を担当する者 下記のイの方法により評価する。		管理技術者		2.0	10 (33.3%)		
		ア 計画業務の実績に係る評価 次の順で評価する。 ① 同種業務※2 ② 類似業務※3 ③ 類似業務※3 の対象面積未満 イ 設計業務の実績に係る評価 次の順で評価する。 ① 同種業務※2 ② 類似業務※3 ③ 類似業務※3 の対象面積未満 上記に加え、実績に携わった立場を次の順で評価する。 【管理技術者の場合】 ① 管理技術者又はこれに準ずる立場 ② 主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ③ 担当技術者又はこれに準ずる立場 【主任担当技術者の場合】 ① 管理技術者、主任担当技術者又はこれに準ずる立場 ② 担当技術者又はこれに準ずる立場		主任担当技術者	基本計画	2.0			
					総合	2.0			
					構造	1.0			
					電気	1.0			
					機械	1.0			
	積算				1.0				
	継続教育 (CPD)	CPD 認定時間を評価する。	管理技術者		0.5			3 (10.0%)	
					主任担当技術者	総合			0.5
						構造			0.5
						電気			0.5
						機械			0.5
積算	0.5								
過去の受賞歴	主任担当技術者以上の立場で携わった受賞歴を評価する。	管理技術者		2.0		4 (13.3%)			
		主任担当技術者	総合	2.0					
合計					30 (100.0%)				

※1 町等とは、国、都道府県、市区町村とする。

※2 同種業務とは、業務対象面積 6,000 m²以上の学校施設 (小学校、中学校、高等学校その他これらに類するもの) を対象とした業務とする。なお、業務対象面積について、複合用途の場合は、学校施設の部分の面積をいう。

※3 類似業務とは、業務対象面積 3,000 m²以上 6,000 m²未満の学校施設 (小学校、中学校、高等学校その他これらに類するもの) を対象とした業務 (なお、業務対象面積について、複合用途の場合は、学校施設の部分の面積をいう。)、又は業務対象面積 6,000 m²以上の公共施設 (庁舎、図書館、公民館、児童館その他これらに類するもの) を対象とした業務とする。